浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正について

2014年7月1日

当社は、原子力災害対策特別措置法(以下、「原災法」という。)に基づき、静岡県および御前崎市との協議を経て、「浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画(以下、「防災業務計画」という。)」を修正し、本日、内閣総理大臣および原子力規制委員会に届け出ましたのでお知らせします。

防災業務計画は、原災法の規定に基づき、原子力事業者が原子力事業所ごとに原子力災害の発生および拡大の防止、ならびに原子力災害の復旧を図るための必要な業務について定めた計画です。

今回は、社内組織改定等に伴い、防災業務計画の修正をおこなったものです。

本日、届け出た防災業務計画の修正概要は、以下のとおりです。

防災業務計画の修正概要

- 1. 社内組織改定に伴う変更 2014 年 7 月 1 日付けでおこなった組織改定をふまえ、原子力防災組織および発電所平常時組織を改 定しました。
- 2. 独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に伴う変更 2014年3月1日における同機構の解散に伴い、総合原子力防災ネットワークにおける接続先から削除 しました。
- 3.2号機使用済燃料の搬出完了に伴う変更 2014年2月26日に2号機使用済燃料の搬出が完了したことに伴い、以下の修正をおこないました。
 - (1) 原子力災害対策指針に定められる警戒事態を判断する「警戒事態に該当する事象」、および原災法施行令などに定められる原子力防災管理者からの通報等をおこなうための判断基準となる原災法第10条事象、第15条事象について、燃料プールに照射済燃料が存在する期間においてのみ適用される事項について、2 号機への適用を除外
- (2) 2 号機に整備している原子力防災資機材、その他の資機材および安全機器等で、使用済燃料の搬出に伴い適用外となるものについて記載を削除

その他、原子力防災資機材などの整備状況の反映等をおこないました。

参考 「浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の内容について

以 上

「浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の内容について

防災業務計画の章立てと各章の記載内容は以下のとおりです。

(今回修正する箇所は、以下の下線部の項目です。)

章立て	内 容
第1章 総則	第1節 計画の目的
	第2節 定義
	第3節 計画の基本構想
	第4節 計画の運用
	第5節 計画の修正
第2章 原子力災害予防対策の実施	<u>第1節 防災体制</u>
	第2節 組織の運営
	第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備
	第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備
	第5節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検
	第6節 防災教育の実施
	第7節 防災訓練の実施
	第8節 関係機関との連携
	第9節 周辺住民に対する平常時の広報活動
第3章 緊急事態応急対策等の実施	第1節 通報及び連絡
	第2節 応急措置の実施
	第3節 緊急事態応急対策
第4章 原子力災害事後対策	第1節 緊急体制の解除
	第2節 事後対策の計画等
	第3節 原子力防災要員の派遣及び資機材の貸与等
第5章	第1節 他の原子力事業者への協力
その他	お・は・160/水171

以上